

案

弘前市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の趣旨

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）等の立ち直りを支援する更生保護や再犯防止施策は、国の刑事政策として行われてきており、市では地区保護司会による更生保護サポートセンターの設置・運営への支援や、“社会を明るくする運動”への参画などにおいて協力しています。

しかしながら、犯罪をした者等の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な者、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する者など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う者が存在し、少子化による年少人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、検挙人数に対する少年割合は減少しているものの高齢者の割合が増加してきています。

国では平成 24 年 7 月の犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」を定め、その中で「出所等をした年を含む 2 年間における刑務所等に再入所する者の割合(2 年以内再入率)を平成 33 年までに 20 パーセント以上減少させる。」との数値目標を定めました。

また、平成 28 年 7 月には「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」を決定し、更に令和元年 12 月には、より重点的に取り組むべき 3 つの課題に対応した各種取組を加速させる「再犯防止推進計画加速プラン」を決定したところです。

青森県及び本市の再犯者率は全国平均よりも低いものの、近年は 40% 半ばの状況が続いており、犯罪をした者等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。

市では、犯罪をした者等の社会復帰の支援を促進するとともに、安全・安心な地域づくりに寄与することを目的に「弘前市再犯防止推進計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は再犯防止推進法第 8 条に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

計画の対象者は、犯罪をした者等のうち、支援が必要な者とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、始期および終期を弘前市地域福祉計画に合わせ、令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間とします。

また、期間中においても社会経済情勢の変化や制度改正等に柔軟かつ的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の進行管理及び評価

本計画は、「弘前市地域福祉計画」の一部として、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するもので、進行管理及び評価について一体的に行っていくこととします。

2 地域における再犯防止を取り巻く状況

警察署別 犯罪統計データ

※ **参考資料**警察署別犯罪統計データは調整中につき掲載を省略しております。

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。（少年データは含まれません。）

- ・【仙台矯正管区による集計】
- ・【国・県・市の再犯率と状況】等を参考資料に基づき、グラフ等で示す予定。

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

3 取組内容

- (1) 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」などを通じて再犯防止に係る地域での理解を促進します。
- (2) 地域における更生保護の活動拠点である弘前地区更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、保護司や保護司会、更生保護女性会、BBS会などの更生保護関係の支援者・団体等が行う更生に係る支援や学習支援など、各種活動の支援・充実に図ります。
- (3) 犯罪をした者等について、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関及び保護司や保護司会、更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係機関の支援者・団体並びに民生委員・児童委員やふれあい相談所での相談をはじめとした社会福祉協議会等の福祉関係機関等、市内の学生ボランティア等との連携により、必要な福祉支援へ結び付けるとともに、地域全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
- (4) 市の広報媒体において、保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介するなど、市民の再犯防止に関する理解促進を図ります。
- (5) 地域生活定着支援センターとの連携を強化し、高齢者や障がい者など、福祉の支援が必要な矯正施設退所者に対する支援の強化を図ります。
- (6) 罪を犯した者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、罪を犯した者等を雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主に対し、市の入札参加資格の審査において優遇制度を設けます。

4 推進体制

本計画を着実に推進するためには、計画の推進体制を明確にし、定期的に進捗状況の確認を行うことが重要であることから、保護司会及び「社会を明るくする運動弘前地区推進委員会」において進捗管理等を行うこととします。